

第36回 交通マナーを高める事故防止コンクール

【実施の趣旨】 このコンクールは、企業活動に従事する運転者の交通マナーを高めることにより、企業における交通事故防止活動を積極的に推進し、地域社会全体の交通モラルの確立と、道路交通の安全確保を図ることを目的とする。

【主催】 [安全運転管理事業所グループ]
一般財団法人京都府交通安全協会【京都府交通安全活動推進センター】
[運行管理事業所グループ]
一般社団法人京都府トラック協会 ・ 一般社団法人京都府バス協会
一般社団法人京都府タクシー協会 ・ 京都個人タクシー団体連絡会
全京都個人タクシー共済協同組合

【後援】 京都府交通対策協議会、京都府警察本部、近畿運輸局京都運輸支局
自動車安全運転センター京都府事務所

【実行委員会】 (委員)
一般財団法人 京都府交通安全協会 専務理事
一般社団法人 京都府トラック協会 専務理事
一般社団法人 京都府バス協会 専務理事
一般社団法人 京都府タクシー協会 専務理事
京都個人タクシー団体連絡会 会長
全京都個人タクシー共済協同組合 理事長
(顧問)
京都府警察本部 交通部長
近畿運輸局京都運輸支局長 (順不同)

【実施期間】 平成30年7月1日(日)～9月30日(日)までの3箇月間

【コンクールの種類と内容】

○ セーフティラリー京都

事業所に所属する運転者が、5名1組のチームを組み、チーム単位でコンクール期間中、無事故・無違反を目指すものです。

【参加資格】 京都府内の安全運転管理事業所(以下「安管事業所」という。)の運転者又は主催団体に加盟している運行管理事業所(以下「運管事業所」という。)の運転者。
※ 1事業所から何チームでも参加できますが、1人が複数のチームに重複して参加することはできません。

【申込期限】 平成30年6月29日(金)

【申込方法】 参加費は、1チーム3,150円です。(運転記録証明書の交付申請料に充てられます。)
要綱掲載の「第35回セーフティラリー京都参加申込み及び委任状」に必要事項を記載の上、自動車安全運転センター京都府事務所へ送付していただき、後日送付される請求書により指定銀行へ振り込んで参加申し込みをしてください。
または、所定申込用紙に必要事項を記入の上、参加費をゆうちょ銀行(郵便局)へ振り込んでください。

- 【表彰等】 無事故・無違反を達成したチームには抽選により
- ・セーフティラリー特別賞 3万円のギフト券【20本】
 - ・セーフティラリー賞 1万円のギフト券【90本】
- を贈呈します。

○ 安全運転管理事業所事故防止コンクール

「セーフティラリー京都」に参加した安管事業所が、事業所単位で、期間中の安全運転と、事業所における交通安全活動を競うものです。

期間中、立て看板やポスターなどを掲出するなどして運転者の安全運転意識の高揚に努めてください。

- 【表彰等】 金賞ー 「セーフティラリー京都」参加チームの無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組状況を実行委員会で審査の上、成績が特に優秀であった事業所に対し、京都府警察本部長・京都府交通安全協会長連名の表彰状及び記念品が授与されます。

○ 運行管理事業所事故防止コンクール

【参加申込等】 「参加計画書」を作成して、所属する主催団体に、平成30年6月29日（金）までに提出してください。

- 【表彰等】 金賞ー 事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が特に優秀であった事業所に、京都府警察本部長・京都府交通安全協会長連名の表彰状及び記念品が授与されます。

優秀賞ー 事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が優秀であった事業所に、京都府警察本部交通部長・近畿運輸局京都運輸支局長連名の表彰状及び記念品が授与されます。

奨励賞ー 事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が良好であった事業所に、各主催団体の長の表彰状及び記念品が授与されます。

コンクールに参加された事業所は、コンクールのステッカーを自動車等に貼付してください。

